

# 所長が語る

小笠原諸島森林生態系保全センター 所長 森 満輝

小笠原諸島は過去に一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島で、独自の進化を遂げた貴重な固有種が生育・生息しています。

また、固有種が現在も進化の途上という点が評価され世界自然遺産に登録されています。

小笠原諸島は、北から聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島となっており全面積は10,688haで、その内6,620haが林野庁所管の国有林となっています。林野庁ではその84%にあたる5,579haを小笠原諸島森林生態系保護地域（以下森林生態系保護地域）に設定しています。

小笠原諸島の国有林を管理する機関としては二つの組織があり、世界自然遺産登録を見据え平成22年4月設置された小笠原諸島森林生態系保全センター（以下保全センター）では、森林生態系保護地域を小笠原固有の森林生態系へ修復していくため、外来種駆除や希少な野生生物の保全の取組を実施しています。小笠原総合事務所国有林課では、国有林の入林届などの管理・経営業務等を行っています。



母島石門から東港を望む

過去の「所長が語る」を振り返ると、小笠原の歴史や風土、外来種駆除による森林生態系修復の実施状況、小笠原独特の入林の仕組みである指定ルート制度を通じた森林生態系保護地域の利用等について紹介されていました。

今回は、指定ルート制度と、省庁連携等を通じた外来種駆除、公益的機能維持増進協定を活用した外来種駆除についてお伝えします。

## 1. 指定ルート制度と利用者による外来種駆除について

小笠原諸島における特異な森林生態系を後世に残すことを目的に、平成19年4月に森林生態系保護地域を設定しました。これら指定地域は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区（コアゾーン）」と、保存地区の緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区（バッファゾーン）」に区分されています。

これらの保全管理の取組を計画的に行うための総合的な指針として平成20年3月に「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画（以下保全管理計画）」を策定し、これに基づき立入規制するなど厳格な保全管理を進めています。



父島躑躅山ルート評価に伴う現地踏査

保存地区内の指定ルートを利用するためには、保全センター等が開催する利用講習を受講する必要があります。このため、観光利用者が保存地区内の指定ルートを利用するにあたっては、利用講習を受けたガイドの同行が必須となります。

令和2年1月に保全管理計画が改訂され、指定ルートの利用状況、ルートや周辺森林への影響等を踏まえ、必要に応じて見直しができるようになりました。現在、新たなルートの開設や、指定ルートの利用期間を限定していることについて意見が寄せられていることから、ガイド等関係者と現地を確認し、専門家も含めて指定ルートの評価を進めています。

令和5年度までに保存地区内20ルート、保存利用地区内8ルートの計28ルートについての評価が完了しており、令和6年度内に全ての指定ルートの評価を終える予定です。

引き続き評価を進めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを進めていきたいと考えています。

また、地元ガイドやNPO等から、外来種拡散防止対策として、利用者による外来種駆除の仕組みづくりができないかとのご意見をいただき、令和6年4月から千尋岩ルートにおいて、希望するガイド及びガイドと同行する観光客による外来草本の抜き取りを開始しました。



父島千尋岩ルート入口



父島千尋岩ルート常世の滝付近にある外来種集積場所

一方、小笠原の国有林は、森林生態系保護地域を設定する前から、観光や地域住民のレクリエーション等の目的で利用されてきた経緯を踏まえ、地元の観光業等の関係者や専門家の意見を聞きながら森林生態系保護地域内に限り立ち入り可能なルート（指定ルート）を限定的に設定しています。指定ルートは、保存地区内に23本（父島12本、南島1本、母島9本、聳島1本）、保全利用地区内に8本（父島8本）を設定しています。

具体的には、オオバナノセンダングサ、ホナガソウ及びセイロンベンケイソウについて、指定ルートから両側50cm程度の手の届く範囲で外来種を抜き取っていただき、集積場所に集積するものです。ガイドと同行する観光客の方々にも外来種駆除を体験していただくことで、外来種駆除の目的や必要性をご理解いただければと思います。

このように指定ルート制度を通じ、森林生態系保護地域を体感いただくだけでなく保全についても理解を深めることができると考えています。

## 2. 省庁連携等を通じた外来種駆除について



南島でのグリーンアノール捕獲の打合せ



南島扇池

小笠原諸島では、環境省、東京都、小笠原村、林野庁及び地元の様々な機関が協力して外来種対策を行っています。そのような中、令和5年4月に、特定外来生物に指定されていて昆虫類を捕食するグリーンアノールが南島において初めて確認されました。南島は、人気の観光地である一方、父島ではほとんど見られなくなった「オガサワラツヤハナバチ」「スジヒメカタゾウムシ」などの固有昆虫が残る重要な島であり、早急に確認個体の捕獲と侵入状況の把握を行う必要があります。このため、令和6年5月18日～令和6年6月26日の期間中、関係機関が協力して合計2,160個の捕獲用粘着トラップを設置し、週1回程度の点検を行うなどグリーンアノールの駆除・侵入状況調査を行いました。結果として、グリーンアノールの捕獲はありませんでしたが、今後も取組を進めることとしています。

また、小笠原固有の森林生態系の保全や修復に当たっては、島内外の方々の理解と協力が重要です。このため、環境省、東京都、小笠原村、地元の様々な機関の協力をいただきながら島内外の大学、高校、中学校等のボランティア、演習等を毎年受入れています。今後はこれらの取組に加え、小笠原の取組についてホームページ等で発信したいと考えています。

## 3. 公益的機能維持増進協定を活用した外来種駆除について

森林生態系保護地域では、小笠原諸島の固有森林生態系を修復するため、アカギ、モクマオウ等の外来種の駆除を行い在来植生の回復を促進する取組を行っているところです。

小笠原諸島の6割を占める林野庁所管国有林において取組を進めていますが、介在した民有林が外来植物種子供給源となり、駆除効果が十分に発揮されない場合があります。このため、

国が直接そのような民有林等の外来種駆除を行うことができる制度である「公益的機能維持増進協定」を活用した外来種駆除を母島南崎で行うことを検討しています。

ただし、本協定を進めていくには、民有林が共有名義になっていて複数の者と調整する必要や、土地所有者が不在村となっていて、連絡が取れないことなどがあり、このような場合の効率的な対応方法を検討していく必要があると考えています。

また、民有林だけでなく他省庁所管の国有林も存在しており、関係省庁との調整も必要となっています。



母島南崎にあるガジュマルに覆われた民有地

#### 4. 終わりに

保全センターでは、アカギ、モクマオウ等の外来種駆除を進めていますが、外来種の駆除に加え、在来種の植栽等も同時に行う必要があると考えています。ただし、小笠原諸島内においても父島、母島など生息域ごとに遺伝的な差異が見られるため、生息域をこえる形での種子の移動が難しく、また、土壌に生息する外来生物（プラナリアなど）の拡散防止の観点から土の移動等も難しいことから、その危険性が少ない取り木や接ぎ木等の技術研究も必要と考えています。

今般、小笠原諸島のPRのために、BUZZMAFF（農林水産省公式YouTubeチャンネル）に「環境省の事務次官が圧倒的に熱かった件」を投稿しました。その中で共演していただきました環境省前事務次官の和田氏の「法律の制約はあるものの省庁連携が必要不可欠」とのお言葉が印象に残っており、環境省、東京都、小笠原村、林野庁及び地元の様々な機関の協力が必要不可欠であると実感しております。

父島や母島をはじめとする小笠原諸島全体で外来種の駆除が進み、森林生態系保護地域が小笠原本来の森林生態系へ戻るとともに、再び固有生物が各地で確認できるようになるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えています。



父島扇浦から見る夕焼け



ウェザーステーションから見られるグリーンフラッシュ